

調 書 (決定)

事件の表示	平成19年(オ)第1338号
決定日	平成19年11月1日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	涌井 紀夫 横尾 和子 甲斐 中 辰夫 泉 徳治 才 口 千晴
当事者等	上告人 岡川 ○ ○ 被上告人 岡国 邦夫 同代表者 法務大臣 鳩山 徹 同指定代理人 五十嵐 忠生 被上告人 岡川 忠生
原判決の表示	東京高等裁判所平成19年(ネ)第883号(平成19年6月20日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成19年11月1日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮下裕章 印

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 宮下裕章

